

## 「賃上げ促進税制」の見直し（2026年度税制改正大綱から）

昨年12月に閣議決定された令和8年度税制改正大綱にて、賃上げ促進税制の見直しがされました。

物価上昇に伴い賃上げは加速される状況ですが、中小企業にとっては負担となるため、租税特別措置の適正化の観点等から、賃上げ促進税制について見直しがされたという次第です。全企業と中堅企業向け措置は段階的に縮小・終了し、中小企業向けの措置は維持されることになっています。

賃上げ促進税制の改正点について、全企業向け、中堅企業向け、中小企業向け、それぞれの措置毎にみていきます。



### 1. 賃上げ促進税制とは

賃上げ促進税制は、平成25年創設の「所得拡大促進税制」から制度が引き継がれ、令和4年に従業員の賃金引き上げの促進を目的として創設された制度で、賃上げ等に係る各要件を満たす企業にとって、賃金増加額の一定割合を法人税額から控除できるという税制優遇により、賃金上昇の促進に効果があるとされています。適用事業年度終了時の状況で法人を3つに区分した法人区分ごとに、かつ、賃上げ率に応じて異なる税額控除率が適用されます。

令和6年度の税制改正では、物価上昇に対応した賃上げを広く促進するため、適用期限の3年間延長及び制度拡充が図られ、中小企業向け措置については、繰越控除措置（注1）が追加されました。これにより、賃上げを実施した事業年度に赤字となった場合でも、本制度の恩恵を受けることができるようになりました。

#### 注1) 繰越控除措置

賃上げを実施した年度において控除しきれなかった税額控除額（繰越税額控除限度超過額）を、翌年度以降に最長5年間の繰越を認める措置。未控除額を翌年度以降に繰り越す場合、未控除発生の事業年度以後の各事業年度確定申告書に繰越税額控除限度額の明細書の添付、繰越税額控除を受けようとする事業年度まで継続して青色申告書を提出している必要が有。

### 2. 全企業向け措置の改正点

すべての青色申告法人を適用対象とする全企業向け措置（実質的には、大企業向けの措置）は、当初の適用期限であった令和9年3月31日を待たず、令和8年3月31日迄に開始する各事業年度迄の適用後、廃止する方針となりました。令和8年4月1日から開始する事業年度における適用はありません。

### 3. 中堅企業向け措置の改正点

常時使用する従業員数が2,000人以下の青色申告法人を適用対象とする中堅企業向けの措置は、当初の適用期限（令和9年3月31日）の到来をもって廃止、かつ、令和8年4月1日から令和9年3月31日迄に開始する事業年度については、次頁の通り、見直しがなされます。

- ◆原則の税額控除率(10%)の適用要件は、継続雇用者給与等支給額(注2)が前年度比4%以上増加した場合とする。
- ◆継続雇用者給与等支給額(注2)が前年度比5%以上増加した場合には、原則の税額控除率に5%上乘せとする。
- ◆継続雇用者給与等支給額(注2)が前年度比6%以上増加した場合には、原則の税額控除率に15%上乘せとする。
- ◆教育訓練費の増加に係る上乘せ措置の廃止
- ◆プラチナくるみん認定及びプラチナえるぼし認定、えるぼし(3段階目取得年度に限る)を受けている場合の5%上乘せ措置は維持される。

| 改正後 R8.4.1 以降             |                    |                 |          |
|---------------------------|--------------------|-----------------|----------|
| 継続雇用者給与等支給額(注2)<br>(前年度比) | 左記 税額控除率           | 教育訓練費<br>(前年度比) | 左記 税額控除率 |
| +3%                       | 適用なし(←R8.3.31迄10%) | 廃止              | 廃止       |
| +4%                       | 10%(←R8.3.31迄25%)  |                 |          |
| +5%                       | 15%                |                 |          |
| +6%                       | 25%                |                 |          |

注2) 継続雇用者給与等支給額……適用事業年度における継続雇用者(前事業年度及び適用事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内の雇用者)に対する給与等の支給額の合計額。

#### 4. 中小企業向け措置の改正点

中小企業者である青色申告法人を適用対象とする中小企業向けの措置は(但し、前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人は本中小企業向け優遇税制適用の対象から除外)、教育訓練費の増加に係る上乘せ措置について廃止の方針となりました。そのほかは現行制度を維持することとされていますが、適用期限到来時(令和9年3月31日)には適用状況をふまえ、必要な見直しを検討されることになっています。

| 改正後 R8.4.1 以降        |          |                 |          |
|----------------------|----------|-----------------|----------|
| 全雇用者給与等支給額<br>(前年度比) | 左記 税額控除率 | 教育訓練費<br>(前年度比) | 左記 税額控除率 |
| +1.5%                | 15%      | 廃止              | 廃止       |
| +2.5%                | 30%      |                 |          |

上記でみてきた通り、令和8年度税制改正大綱にて、賃上げ促進税制は、全企業(大企業)向けの制度が適用期限から1年前倒しで廃止、中堅企業向けの制度は適用要件が見直された上で適用期限到来をもって廃止、中小企業向けの制度は教育訓練費の上乗せ措置が廃止となります。これまで同制度を活用してきた企業においては、改正による影響について確認をしておくことが必要です。

※本記事は、令和7年12月19日公表の令和8年度税制改正大綱に基づき、情報提供を目的として作成しています。今後の国会審議等で各適用時期等に変更が生じる場合がありますのでご注意ください。